土　地　使　用　貸　借　契　約　書

貸主　　　　　　　（以下「甲」という。）と借主　津島市（以下「乙」という。）とは、後退用地等の使用について、次の条項により使用貸借契約を締結する。

　（貸付物件）

1. 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
2. 甲は、乙に対し、その所有に係る次に掲げる土地（以下「貸付物件」とい 　　　　　　　　　　　　　　　　う。）を無償で貸し付けるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 地目 | 地積 |
|  |  | ㎡ |
|  |  | ㎡ |

　（使用目的）

1. 乙は、貸付物件を公衆用道路の用途に供するものとする。

（貸付物件の整備）

1. 乙は、貸付物件を公衆用道路として維持管理するための舗装等の必要な整備を行うものとする。

　（貸付期間）

1. 貸付期間は、乙が貸付物件を公衆用道路の用途に供さなくなったときまでとする。

　（責務）

1. 甲は貸付物件に所有権以外の権利が設定されている場合には、当該貸付物件を無償で乙に貸し付けるに当たり、あらかじめ当該権利を抹消し、又は当該権利を有する者の同意を得るものとする。

２ 甲は、貸付期間中に貸付物件の土地の所有権に変更が生じたときは、この契約事項を承継するものとする。

（権利設定の制限）

第７条 甲は、貸付物件に所有権以外の権利を設定しないものとする。ただし、所有権以外の権利を有するものが、貸付物件を公衆用道路として乙に無償で使用させることに同意したときは、この限りではない。

　（契約に関する紛争の解決）

第８条 この契約に関し、乙の責に帰さない事項について、第三者から異議の申し出があったときは、甲の責任において解決するものとするものとする。

　（疑義の決定）

第９条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本通２通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　年　　月　　日

甲 住所

名前

乙　住所　津島市立込町２丁目21番地

　氏名　津島市長　日比　一昭